

5 食品ロス対策について

食品ロスの削減については、SDGs（ターゲット 12.3）でも目標に掲げられ、その達成が国際的にも重要な課題となっている。

国内では、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、各地方自治体にも食品ロス対策の積極的な取組が求められている。

食品ロス削減の更なる推進には、地方自治体が食品ロスの実態を把握し、実効性のある取組を実施する必要がある。

また、生活困窮者等に食品を提供するフードバンクは、食品を有効活用する役割も期待されるが、活動自体から収益を得ることができないため、フードバンク活動の支援策が必要である。

については、各地方自治体の食品ロス対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 各地方自治体が食品ロス発生量を把握し、実効性のある取組を実施できるよう次のような仕組みや方法を構築すること。

- (1) 全ての食品関連事業者が食品ロス発生量を国又は地方自治体に報告・公表する制度
- (2) 国又は地方自治体が事業者に対し、指導・助言等を行う法的裏付け
- (3) 世帯構成や地域別の食品ロス発生量の推計モデルの作成など、家庭系の食品ロスについての統一的な推計方法

2 生活困窮者等の支援が必要な人と食品提供者とをつなぐフードバンク活動への財政支援等、基盤強化に向けた支援制度を構築すること。